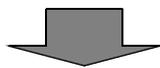


# 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

平成22年 8月  
新潟県防災局原子力安全対策課

## 1 経緯

- 平成19年の新潟県中越沖地震で、柏崎刈羽原子力発電所も被災し、微量の放射性物質の放出や発電所敷地内での火災が発生
- 放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されるような状況（原子力災害）には至らず
- しかし、地震での発電所への影響やそれに伴う住民避難の必要性の有無等に関する迅速な情報提供がされず、地元のみならず多くの県民が不安



- このため、大規模自然災害が発生した場合においても、原子力防災体制の機能が十分に発揮されることが重要。

### 【課題】

- 発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合の対応
- 原子力災害と大規模自然災害が複合的に発生した場合の対応



※ 原子力施設は、想定される最も厳しい地震等に対しても安全が確保されるよう、十分な対策が講ぜられていて、発電所周辺での大規模自然災害と原子力災害が相前後して複合的に発生する蓋然性は極めて低い。

➡ 一方、中越沖地震を経験した当県としては、念には念を入れ、原子力防災をさらに充実させる観点から、万一、このような状況がおこった場合でも対応がとれるように検討。



### 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を見直し（H21.9）

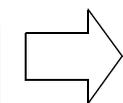
- 大規模自然災害発生時の対応  
→ 迅速かつ的確な発電所情報の提供体制の強化 等
- 複合災害時の対応  
→ 原子力災害対策本部体制の見直し 等

## 2 見直しの概要

### (1) 想定する災害

#### 【見直し前】

- 原子力災害の発生  
(放射性物質又は放射線が異常な水準で放出)



追 加

#### 【見直し後】

- 原子力災害の発生
- 原子力災害に至らない事故（トラブル）や原子力発電所周辺での大規模自然災害の発生
- 原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生（複合災害）

### (2) 主な見直し内容

#### ○ 大規模自然災害発生時の対応

原子力発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合、原子力災害に至らなくても、プレス発表や防災行政無線等により迅速かつ的確に発電所の情報を提供。

#### ○ 複合災害時の対応

##### <想定される状況>

- ・ 対策要員の不足
- ・ 情報伝達手段の機能喪失
- ・ 避難経路や避難施設等の被災
- ・ モニタリング、医療機器の不足 等



負荷がかかることが想定される項目について、  
→ 強化、補足、代替等による対応を検討

### 《 主な対応 》

#### ○ 本部体制の見直し

- ・ 災害対策本部を県庁に設置（単独災害：柏崎刈羽原子力防災センター）
- ・ 自然災害等の対策本部との共通化

#### ○ 避難誘導體制・避難所運営体制の整備

- ・ 予防的措置としての早めの避難の検討
- ・ 複数の避難経路、避難施設を考慮した避難誘導計画の作成
- ・ オフサイトセンターにおいて、原子力災害だけでなく大規模自然災害の情報も収集し、関係機関と共有、連携して対応
- ・ 陸路に加え、空輸、海上輸送等による搬送の検討

#### ○ 緊急時モニタリング活動体制、緊急被ばく医療活動体制の強化

- ・ 広域応援等による活動体制（要員や資器材）の維持・確保 等

## 新潟県避難基本方針〔原子力災害対応〕(案) のポイント

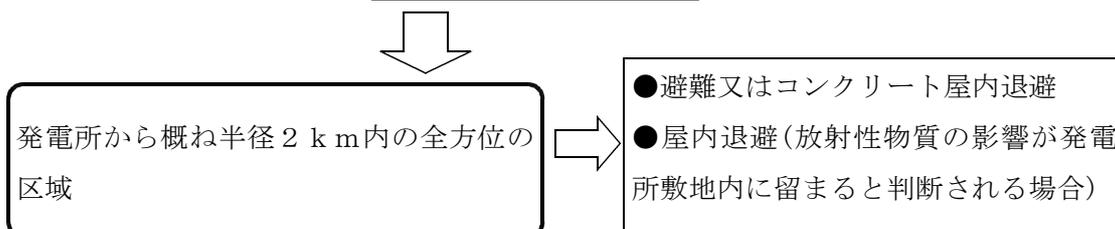
H 2 2 . 8

新潟県防災局原子力安全対策課

### (1) 避難誘導の対応方針等

#### ア 「防護対策の最重点地域」の設定

- ・ 県は、発電所に特に施設に近い地域について、緊急時に迅速かつ円滑な対応がとれるよう、あらかじめ「防護対策の最重点地域」を定める。



- ・ 県及び関係市村は、特定事象の発生段階から、「最重点地域」の防護対策の検討に着手し、事象の進展に応じ、事故の状況、SPEEDIの予測結果、気象条件等を踏まえ、必要に応じ、防護対策区域の拡大等について検討。

#### イ 避難施設の設置場所を、原則、E P Z (半径10 k m) の範囲外に指定

- 住民の安心感の確保、風向き等により避難施設が変更する混乱を回避。
- ・ ただし、最重点地域のみで避難措置を講ずる場合、集合場所(最重点地域の範囲外)を一時的な避難所とし、状況に応じてE P Zの範囲外への避難も検討。

#### ウ きめ細かな広報、指示伝達(県と関係市村の分担等)

- ・ 県は県民全体を対象にH Pや報道発表を行い、県内全市町村にも情報伝達。
- ・ 関係市村は、市村全域に防災行政無線、広報車等により情報を伝達。
- ・ E P Zの範囲内では、消防団・町内会役員等による口頭指示による確実な伝達を実施。

#### エ 集合場所から避難施設への移動(やむを得ない場合の自家用車での移動)

- ・ 原則として集合場所まで徒歩で移動し、そこから車両により避難所へ移動。
- ・ 災害時要援護者の移動等、やむをえないと認められる場合には自家用車での移動を指示。

#### オ 災害時要援護者への対応

- ・ 関係市村は、要援護者の状態に応じた誘導方法等について、社会福祉施設等の管理者や消防団、自主防災組織等とあらかじめ協議し、支援体制の整備に努める。

#### カ 一時滞在者等への対応

- ・ 関係市村は、情報伝達及び広報について十分配慮するとともに、あらかじめ、一時滞在者の人数等を推定し具体的な指示伝達や避難等の方法について「避難誘導計画」に定める。

## キ 自主的避難者への対応

- ・ 県及び関係市村は自主的な避難による混乱をできるだけ避けるため、避難対象区域以外の住民に対しても、広報及び指示伝達を徹底するとともに、日頃から、原子力災害時の避難の考え方について周知に努める。
- ・ 独自に自家用車により避難等を行う住民に対しては、避難所への搬送等に支障が生じないように防護対策区域外への誘導について配慮する。

## (2) 複合災害時の対応

### ア 自然災害発生直後における住民の安全確保

- ・ 自然災害発生直後において、住民等は自らの判断で危険な建物・場所から避難し、安全確保を図るとともに、県地域防災計画（震災対策編）の災害応急対策タイムスケジュール等に基づき、各段階に応じ、住民と防災関係機関それぞれが優先的に実施すべき業務を行う。

【災害応急対策タイムスケジュール（抜粋）「県地域防災計画（震災対策編）」】

地震発生から1時間以内	地震発生から3時間以内
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防災行政無線の疎通状況確認</li><li>○ 被災地との通信インフラ確認</li><li>○ 危険な建物・場所からの避難</li><li>○ 建物等の下敷きになった者等の救出</li><li>○ 初期消火</li><li>○ 災害時要援護者の安全確保</li><li>○ 総括的被害情報の収集</li><li>○ 緊急消防援助隊派遣要請 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民等の避難状況確認</li><li>○ 孤立者等の救助</li><li>○ 自衛隊に対する派遣要請</li><li>○ 非常通信の取扱要請</li><li>○ 指定避難所への避難</li><li>○ 緊急交通路の確保</li><li>○ 医療物資、人員、患者等搬送</li><li>○ 福祉避難所の開設</li><li>○ ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置 等</li></ul>

### イ 予防的措置による初期段階での避難等の検討

- ・ 情報や人的不足であっても、迅速な防護活動を行うため、予防的措置として「最重点地域」の住民の避難等について初期段階で検討する。

### ウ 代替の避難経路、避難施設の検討

- ・ 関係市村は、避難経路や施設の被災を想定し、あらかじめ、代替の経路や施設について、「避難誘導計画」に定める。

### エ オフサイトセンターにおける情報収集

- ・ 県及び関係市村は、国、事業者と連携し、オフサイトセンターにおいて、原子力災害の情報だけでなく、避難施設や経路等の被害情報について収集し、関係機関と共有。

#### オ 広報及び指示伝達の徹底

- ・ 情報伝達等に支障がでないよう、適切な広報媒体や回数を検討し、多様な手段を柔軟に組み合わせる等、状況に応じた効果的な方法で伝達の徹底を図る。

#### カ 避難施設等の確保

- ・ 関係市村は、あらかじめ定めている避難施設への避難が困難な場合、代替施設として指定した施設の他、地区内やEPZ内での耐震性のコンクリート施設等への移動を検討。

#### キ 搬送手段の確保

- ・ 搬送については、一義的に陸上輸送を計画するが、被害状況により陸上輸送に支障がある場合、パトカーによる先導、ヘリコプターによる空輸、海上輸送等を検討し、必要に応じ、県は県警、自衛隊、海上保安庁等に協力を求める。

#### ク 原子力災害と自然災害の避難所運営の違いを考慮した別々の設置

- ・ 避難施設の選定については、混乱を避けるため、原則として、自然災害等の避難所として指定されている施設と重複させないものとする。

# 平成22年度 新潟県原子力防災訓練計画（案）

H22.8

新潟県防災局原子力安全対策課

## 1 目的

県が、国、関係市村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災訓練を実施し、原子力災害時の関係機関相互の連携体制の強化と対応能力の向上を図るとともに、地域住民の参加により、住民の原子力防災に対する知識の普及と理解の促進を図る。

## 2 日時・会場

平成22年11月5日（金）

柏崎市、刈羽村、柏崎刈羽原子力防災センター、県庁危機管理センター 等

## 3 方針

(1) 平成21年の地域防災計画の修正を踏まえ、複合災害対応の要素を取り込んだ訓練とし、大雪により県内の広範囲で被害が発生している状況下で、原子力災害が発生という想定で訓練を行う。

(2) 様々な要素別訓練を組み合わせた総合的な訓練とし、以下の項目を訓練テーマとする。

### ア 関係者の防災技術及び防災関係機関の連携体制の確認

- ・ 地域住民参加の総合訓練は、5年振りの実施であり、法令や地域防災計画のフレームに基づく動作（対応）や手順、体制、関係機関の連携等について再確認

### イ 大雪により県内の広範囲で被害が発生している状況下で原子力災害対応を行う場合の、原子力災害対策本部体制、オフサイトセンター運営体制及び防護対策検討について検証

- ・ 自然災害と原子力災害の災害対策本部を原則共通化した新たな体制（県市村）での、情報収集、応急対策活動等について検証
- ・ 原子力災害対応が自然災害の影響を受け、負荷が増す中で、オフサイトセンターの活動や防護対策の検討、実施体制等について検証

### ウ 様々な設備やシステムを有効に活用した情報収集、伝達、共有体制の検証

- ・ 原子力防災ネットワークに加え、県総合防災情報システム等を活用した関係機関での情報共有について検証

## 4 訓練想定

(1) 上中越地域の山沿い及び平野部を中心に広範囲で大雪となり、地域によっては暴風雪等も発生し、県内の各地で人的・物的被害が生じている。

(2) 県及び柏崎市、刈羽村を含む複数の市町村では、豪雪対策本部を設置し、災害対応を行っている状況の中、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、原子炉トラブルが発生し、環境中へ多量の放射性物資が放出されることが予想されるため、住民避難等の防護対策が必要な状態となった。

